

## 令和6年度相談支援事業報告及び令和7年度実施計画

## 相談支援事業所名(社会福祉法人三田谷治療教育院 芦屋市障がい者就労支援事業)

## (1) 現状報告と相談支援を通して見えてきた課題等について

現状報告					
1) 相談件数実績					
◆登録者【R5年度】308名 内訳: 身体38名, 療育86名, 精神153名, 発達29名, その他2名					
【R6年度】314名 内訳: 身体38名, 療育88名, 精神157名, 発達29名, その他2名					
	就労に向けて	職場定着支援	日常生活支援	就業と生活支援	合計
相談回数 (R5年度)	377	516	308	677	1,878
相談回数 (R6年度)	256	591	305	613	1,765
◆就職者 令和5年度 21名(一般就労), 8名(就労継続支援A型事業所)					
令和6年度 15名(一般就労), 2名(就労継続支援A型事業所)					
2) 概要					
<p>相談支援事業の機能強化事業として芦屋市障害者等相談支援事業実施要綱に基づき実施。就労に関連する相談支援全般と専門機関の紹介を行う。芦屋市保健福祉センターにおいて国の事業である阪神南障害者就業・生活支援センター事業と連携し実施。対象者は芦屋市に在住する障がい児・者及びその保護者等関係者で、紹介機関は、相談支援事業所、就労移行支援事業所、職業訓練校、ハローワーク等からが多い。相談内容としては、就職活動を始めるにあたっての相談や支援、職場での対人関係の相談、就業に関わる生活面(金銭面や健康に関する)に関する相談が多く、他機関との連携を図り対応している。</p> <p>・相談を通して見えてきたこと</p> <p>就労の相談は近年の社会情勢とともに家族構成や生活状況により、複雑かつ多様化している。例年同様、一般企業の障害者雇用求人への就労に向けての支援、職業準備性を整えるための訓練など必要な機関の情報提供、就職面接、職場見学の同行支援も行い他機関連携も図った。令和6年度の新規登録者傾向としては、就労定着支援事業の利用期間満了後に継続的な支援を希望される方や就労継続支援A型事業所から一般企業へ就労を希望する相談の割合が増えたが、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携や協力により待機期間なく対応することができた。また、相談内容については就職後に職場内の人間関係のトラブルから体調を崩すケースや本人と企業が求める業務能力との差、企業の障害者雇用の管理体制整備が追いついておらず、離職に至るケースがあった。生活リズムが崩れると就業にも影響が出る傾向があることから、まずは通院継続や体調の回復、生活リズムの安定を図るよう助言及び情報提供を行った。企業からの相談は、障害者雇用率が上がったことによる新たな業務の組立てや継続雇用のために社内で障害者や障害特性への理解と対応方法について相談があった。</p> <p>令和6年度の報酬改定により、近隣市を含めて就労継続支援A型事業所が事業継続困難や移転せざるえない状況となり、利用者や家族から今後についての不安の声があった。</p> <p>その他の取り組みとしては、芦屋市まるっと説明会、実務者会の参加、阪神南障害者就業・生活支援センターと協力して支援機関や当事者へのセミナーを実施した。</p>					

## (2) 令和7年度の体制及び実施計画

1) 体制
管理者 : 塚 敦
就労支援員 : 小財 顕
2) 実施計画
①多職種連携を図り、役割分担をしながら住み慣れた地域で障害があっても「働く」「働き続ける」ことができるよう、チーム支援に取り組む。
②阪神南障害者就業・生活支援センターと協力し、企業の障害者雇用の促進と雇用の定着を図る。